

# 令和3年度第3回 柏市地域包括支援センター運営協議会

## 要旨

### 1 議題

- (1) 令和3年度柏市地域包括支援センターの事業評価について  
…2～7ページ
- (2) 令和4年度柏市地域包括支援センターの運営体制について  
…8～12ページ
- (3) 柏市地域包括支援センターの適正配置について  
…13～17ページ

### 2 報告事項

- (1) 介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について  
…18ページ

# 議題(1) 令和3年度柏市地域包括支援センターの事業評価について

2から5ページを一読いただき、御意見や御質問、承認について、意見書へ御記入をお願いいたします。

## ア 柏市地域包括支援センターの事業評価の根拠と概要

- 市町村では、地域包括支援センターの事業の質や実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、その他必要な措置を講じ、事業の質の向上を図らなければならないとされています。  
(根拠法令:介護保険法第115条の46第4項 及び 介護保険法第115条の46第9項)
- 柏市では、次のとおり、国の評価に加え、独自の評価として、①**全国統一の指標に基づいた市独自の評価**と②**アンケート調査**を実施し、センターの機能強化を図っています。概要は以下のとおりです。

実施概要	対象
1. 国が実施する全国統一の事業評価	柏市及び各地域包括支援センター
2. 柏市が実施する独自の事業評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全国統一の指標に基づいた市独自の評価               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価 センター職員による評価</li> <li>・行政評価 自己評価を基に、センターの委託法人及びセンター職員に聞き取りを行い、実績と成果や課題を確認し、市が総合的に評価</li> </ul> </li> <li>② アンケート調査 【調査先】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談の利用者</li> <li>・関係者（柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、柏市民生委員児童委員協議会、市内居宅介護支援事業所、病院医療相談員）</li> </ul> </li> </ul>	各地域包括支援センター

## イ 柏市が実施する独自の事業評価

### (ア) 全国統一の指標に基づいた市独自の評価について

- 市独自の評価では、国の評価指標に対し、独自の評価基準を設け、評価していきます。評価定義や評価項目は以下のとおりです。

**【評価定義】** ※ 組織・運営体制等の項目については、2段階評価(2,1)

- 3：成果基準を含め実施できた
- 2：評価基準どおり実施できた(標準)
- 1：実施できなかった

**【評価項目】** ※評価指標及び評価基準の詳細は参考資料2から8ページ参照

大項目	小項目	指標数	
1. 組織運営体制等	(1) 組織・運営体制	12	19
	(2) 個人情報の管理	4	
	(3) 利用者満足度の向上	3	
2. 個別業務	(1) 総合相談支援業務	6	36
	(2) 権利擁護業務	5	
	(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務	6	
	(4) 地域ケア会議	9	
	(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	
	(6) 事業間連携	5	
3. 柏市独自項目	(1) 認知症施策の推進	5	8
	(2) 一般介護予防事業	3	

### (イ) アンケート調査について

- アンケート調査では、以下の項目について、各センターにおける対応状況を調査します。なお、③の項目については、第8期柏市高齢者いきいきプラン21の成果指標に含まれていません。

**【主な調査項目】** ※アンケート調査票の詳細は参考資料9から11ページ

- ①説明のわかりやすさ
- ②対応の迅速さ
- ③センターの相談や問い合わせへの満足度

## ウ 独自の事業評価における昨年度からの変更点

### ● 評価指標の整理

事業評価の最適化を図るため、**評価指標は国の指標のみ**とし、市独自指標を廃止しました。一方で、認知症施策の推進及び一般介護予防事業については、国の指標がないため、柏市独自指標を継続及び指標を再考しています。

### ● 評価基準の設定

市独自の指標を廃止したことにともない、**評価基準を設定し、市独自の視点を取り入れました。**

### ● 評価定義を変更

実施の有無のみだけでなく、具体的な成果が図れる指標は、**成果基準を設け(15指標)**、評価定義を変更しました。

## エ 実施のスケジュール

- 柏市が実施する独自の事業評価については、例年どおり、下記の流れになっています。

時期	内容
2月	・運営協議会にて令和3年度事業評価について説明
3月末	・各センターに自己評価の依頼 ・アンケート調査の発送
4～5月	・各センターより自己評価の提出 ・アンケート集計
5月～6月	・自己評価及びアンケート結果をもとに、各センター及び法人にヒアリングを実施し、行政評価
7月	・令和4年度第1回運営協議会にて評価結果の報告 ・ホームページにて公表

## 承認いただきたい内容

### ① 柏市が実施する独自の事業評価の実施について

- 全国統一の指標に基づいた市独自の評価及びアンケート調査を例年どおり実施する。

### ② 変更点について

- 評価指標は国の指標のみとするが、認知症施策の推進及び一般介護予防事業については、柏市独自指標を継続する。
- 評価基準を設定し、市独自の視点を取り入れる。
- 成果が図れる指標については、成果基準を設け(15指標)、評価定義を変更する。

### ③ 実施のスケジュールについて

- 例年どおり実施する。

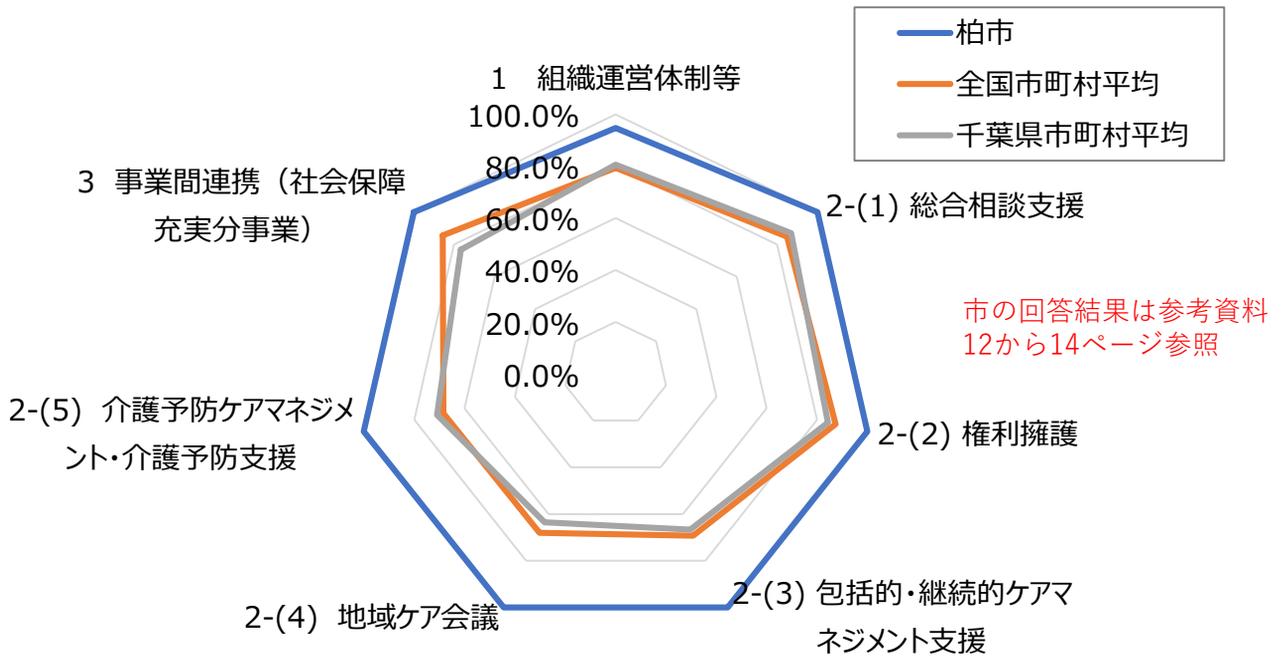
御意見や御質問、承認について、意見書へ御記入をお願いします。

## (参考) 令和2年度の国が実施する全国統一の事業評価の報告

- 国が実施する事業評価は、例年5～6月頃に回答し、12月頃、全国の取りまとめ結果を收受し、2月の運営協議会で報告しています。

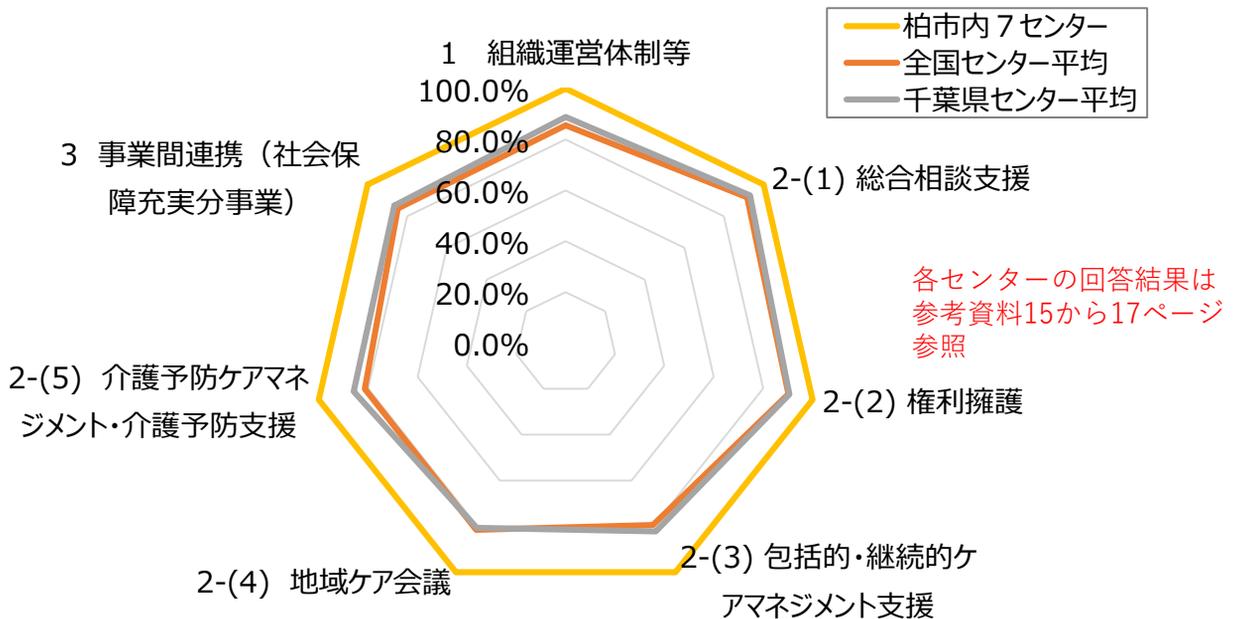
### 【柏市の評価結果】

- 柏市の評価結果は、各項目において、下記グラフのとおり、全国市町村の平均や千葉県平均を上回っていました。
- 組織運営体制等においては、センターの3職種(準ずる者含む)一人当たりの高齢者数(圏域内の高齢者数/センター人員)の状況が1,500人以下ではないため、94.7%となっております。今後、第8期柏市高齢者いきいきプラン21において、令和3～5年度にかけ、地域包括支援センター職員数を増員し、適正配置に努めます。



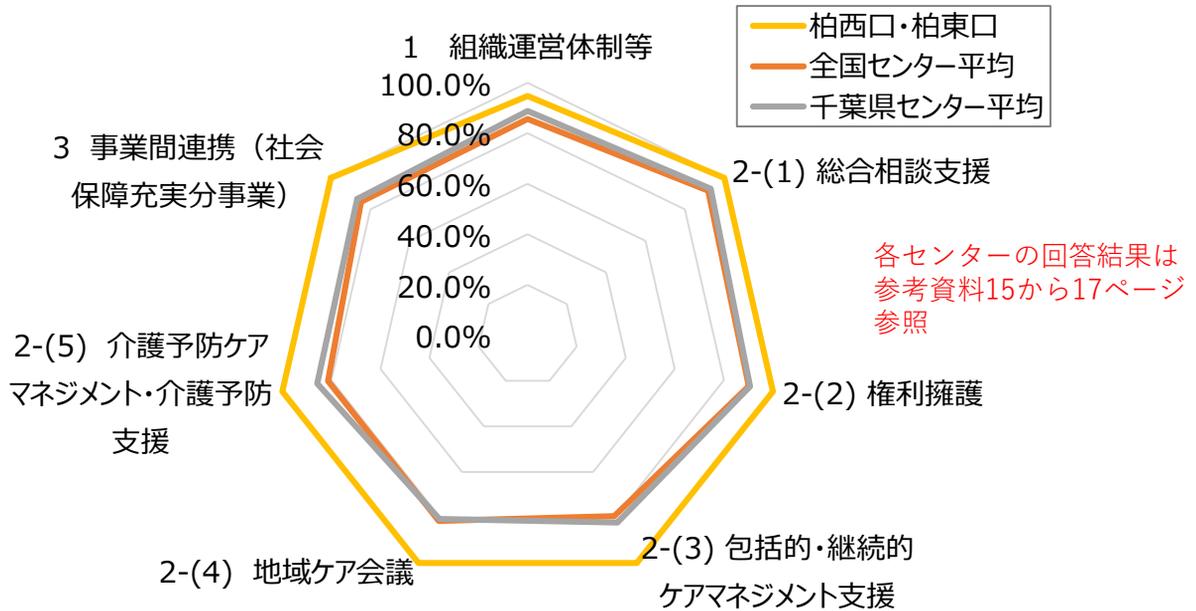
### 【地域包括支援センターの評価結果①】

- 柏市内7センター(柏北部・柏北部第2・北柏・北柏第2・柏西口第2・柏南部第2・沼南)の評価結果は、全ての指標を満たしており、全国平均・千葉県平均を上回っています。



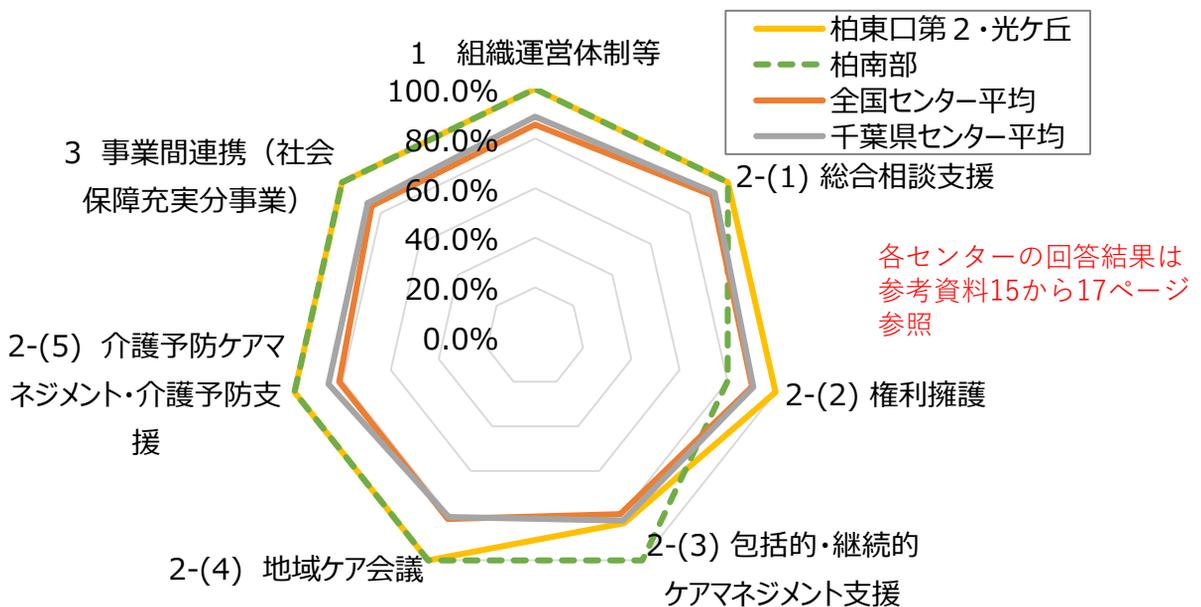
### 【地域包括支援センターの評価結果②】

- 柏西口・柏東口の評価結果は、組織運営体制等において、センター職員配置については、保健師でなく看護師を配置しているため、94.7%となっていますが、その他の指標を満たしており、全国平均・千葉県平均を上回っています。
- なお、厚生労働省の通知によるセンターの人員基準を満たした看護師を配置し、適正な業務を行なっています。



### 【地域包括支援センターの評価結果③】

- 柏東口第2・光ケ丘の評価結果は、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務において、介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催できていなかったため、83.3%となっていますが、その他の指標を満たしています。
- 柏南部の評価結果は権利擁護業務において、消費者被害に関する取組みを実施できていなかったため、80%となっていますが、その他の指標を満たしています。
- なお、3センターとも、令和3年度は全て指標を満たす見込みとなっています。



## 議題(2)

### 令和4年度柏市地域包括支援センターの運営体制について

8から12ページを一読いただき、御意見や御質問、承認について、意見書へ御記入をお願いいたします。

#### ア 令和4年度柏市地域包括支援センター運営方針について

##### (ア) 概要と内容

- 市が地域包括支援センター業務を委託する場合は、方針を示すこととなっており、「柏市地域包括支援センター運営方針」を定めています。

(根拠法令:介護保険法第115条の47第1項・施行規則第140条の67の2)

- 運営方針の構成・主な内容は次のとおりです。※詳細は下記概要を参照

- 1 基本的運営方針
- 2 業務実施方針
- 3 区域ごとの重点事業
- 4 市及びセンター間の連携

##### (イ) 令和4年度の運営方針の変更点

- 令和4年度は第8期柏市高齢者いきいきプラン21(第8期プラン)の計画期間中のため、文言等の軽微な変更のみで、**令和3年度からの大きな変更はありません。**

※変更点の詳細は、参考資料18から21ページを参照

#### (参考)令和4年度柏市地域包括支援センター運営方針の概要

※運営体制の全文は、参考資料22から28ページを参照

##### 1 基本的運営方針

###### (1) 地域包括ケアシステムの実現

センターは地域包括ケアシステムの中核的機関として、市や関係機関・団体とともに、「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち柏」の実現に努める。

###### (2) 地域包括支援ネットワークの構築

多様な組織・機関と相互に信頼関係を築き、高齢者の実態把握や情報収集を行うとともに、様々な活動を通じてネットワークを強固にする。

###### (3) 事業評価を通じた機能強化

センターが機能を適切に発揮するため、運営協議会等を通じて、人員体制や業務状況を把握・評価し、事業の質の向上に向け、必要な改善を図る。

###### (4) 公正性及び中立性の確保

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務において、利用者の特性や意欲、意向を踏まえた介護サービス事業者等の紹介を行う。

##### 2 業務実施方針

センターが行う各8つの業務の方針を取組みの視点とともに記載

##### 3 区域ごとの重点事業

担当圏域の各種データや調査結果等から地域特性を把握するとともに、受けた相談の分析を行い地域課題を把握する。地域課題は住民と共有しながら、その解決策を重点事業として計画的に取り組む。

##### 4 市及びセンター間の連携

第8期プランにおける各種施策の推進、センター業務の適切な運営、市とセンターの役割調整等を行う機会として、会議を定期的に開催する。

- (1) センター長会議 (2) 専門職連携会議 (3) センター連携会議

## イ 令和4年度柏市地域包括支援センター業務委託仕様書について

### (ア) 概要

- 運営方針に沿って、業務委託仕様書を示し、業務内容や人員体制、運営上の諸注意、事務処理に関すること等を記載しています。  
※業務内容及び人員体制の詳細は、9から10ページを参照

### (イ) 令和4年度の仕様書の変更点

#### ● 業務内容の追記

栄養・歯科・リハビリテーションの専門職との連携を図り、ケアマネジメントの向上を目指す「多職種包括訪問事業」について追記しています。なお、本事業は、令和3年7月から実施しています。

#### ● 人員配置基準の変更

- ①3職種(保健師等, 社会福祉士等, 主任介護支援専門員)を1人当たり高齢者人口の状況が概ね1,500人以下となるよう基準を変更しています。なお、この変更については、第1回運営協議会にて承認を得ています。
- ②非常勤職員(事務補助員)の勤務日数及び時間の上限を拡大しています。

#### ● その他、文言等の軽微な変更

※変更点の詳細は、参考資料29から31ページを参照

### (参考)令和4年度柏市地域包括支援センター業務委託仕様書の概要

※仕様書の全文は、参考資料32から43ページを参照

#### 【業務内容】

主な内容は次のとおりです。令和3年度からの大きな変更はありません。

#### 【介護予防ケアマネジメント業務】 要支援者・事業対象者への支援

適切なアセスメントにより、利用者の自立・重度化防止の視点に立ち、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う。※ケアマネジメントの一部を委託する場合は6割を目安とする。



#### 【一般介護予防事業】 フレイル予防活動の推進

フレイルチェック講座等のあらゆる機会を捉え、多職種との連携を図りながらフレイル予防の普及啓発を進める。また、地域主体の多様な活動が継続できるよう、現場への訪問等を通じて支援する。



#### 【総合相談支援業務】 月～土曜日の窓口開設

支援が必要な高齢者や家族等からの相談を受け、適切な情報提供や支援を行う。また、他分野の支援機関との関係構築や連携強化を図るとともに、受けた相談や収集した情報を分析し地域の課題把握を行う。



#### 【権利擁護業務】 権利擁護への対応・普及啓発

成年後見制度、消費者被害及び高齢者虐待等の予防について、関係機関と連携し普及啓発を行うほか、施設への措置入所実施に対する協力や困難事例への対応を行う。



### 【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】 介護支援専門員への支援

地域の介護支援専門員の日常的業務に対する個別指導・相談支援のほか、資質向上のための事例検討会や研修の実施、社会資源等の情報提供を行う。また、地域で包括的・継続的なケアを実施するため、各関係機関との連携を支援する。



### 【生活支援体制整備事業】 高齢者が安心して暮らせる体制づくり

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて地域の協議体と連携する。また、地域支えあい推進員と連携し、たすけあいサービス等の利用促進や社会資源開発への提案等、地域の実情に応じた生活支援の体制構築に努める。



### 【認知症総合支援事業等】 認知症の相談支援、見守り体制の構築

認知症の人の地域のつながりや介護者の介護負担を軽減する場の開催や正しい知識を伝えるための講座等による普及啓発を行う。また、かしわオレンジSOSネットワークへの登録を推進し、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築する。



### 【地域ケア会議推進事業】 地域での課題の解決策を検討

医療・介護等の専門職や民生委員・ボランティア等の地域関係者により、高齢者等が抱える個別の問題や地域の課題解決に向けて、地域づくりや政策形成について検討する。



## 【人員体制】(配置基準に沿って各センターごとで人数を設定, 11ページ参照)

### 【常勤職員】 ※配置基準変更

3職種(保健師等, 社会福祉士等, 主任介護支援専門員)を1人当たり高齢者人口が3,000人以下  
→1,500人以下となるよう配置

※1名はセンター長, 1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねる

### 【非常勤職員(プランナー)】 ※変更なし

センターが担当する介護予防プラン数に応じた人数を配置  
週3日勤務相当職員は25~30件,  
週4日勤務相当職員は33~40件を目安に担当  
※常勤職員は5~10件を目安に担当

### 【非常勤職員(事務補助員)】 ※上限を拡大

月10日以内 かつ 週18時間以内の範囲内で1名配置



月12日以内 かつ 週19.5時間以内の範囲内で1名配置

## ウ 令和4年度柏市地域包括支援センター運営体制について

- 令和4年度の運営体制は次のとおりです。法人の継続意向や令和3年度第1回運営協議会にて適切なセンター運営である評価をいただいたことから、**現法人へ継続して委託する予定**です。
- 人員体制については、**赤字が定数増**となります。常勤は令和3年度第1回運営協議会で承認済みです。**プランナー**は高齢者人口増加に伴う介護予防ケアプラン作成に対応するため、「**北柏**」と「**柏西口**」で増員します。

センター	担当地域	運営委託予定法人	人員体制 ※1				高齢者人口※2
			常勤	プランナー	事務補助	計	
柏北部	田中	(福)真和会	6	4	1	11	8,709
柏北部第2	西原, 柏の葉	アースサポート(株)	5	3	1	9	7,367
北柏	富勢	(公財)柏市医療公社	5	4	1	10	7,479
北柏第2	松葉, 高田・松ヶ崎	(公財)柏市医療公社	6	3	1	10	9,400
柏西口	豊四季台	(福)豊珠会	6	6	1	13	8,334
柏西口第2	新富, 旭町	(福)豊珠会	5	4	1	10	7,476
柏東口	柏中央, 新田原	(福)生活クラブ	7	4	1	12	9,851
柏東口第2	富里, 永楽台	ミアヘルサ(株)	5	2	1	8	7,543
光ヶ丘	光ヶ丘, 酒井根	(医)昌擁会	8	4	1	13	11,340
柏南部	南部, 藤心	(医)昌擁会	7	2	1	10	12,530
柏南部第2	増尾	アースサポート(株)	5	2	1	8	7,387
沼南 ※3	風早北部,	(福)柏市社会福祉協議会	8	3	1	14	14,711
沼南ブランチ	風早南部, 手賀		2	-	-		
合計			75	41	12	128	112,127

※1 赤字は定数増 ※2 高齢者人口はR3.10.1現在 ※3 沼南と沼南ブランチの職員は流動的に勤務

## エ 令和4年度柏市地域包括支援センター業務委託料について

- 委託期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。
- 委託料の構成は次のとおりです(**令和3年度からの変更はありません**)。

区分			内容
運営費 (A)	人件費 (精算あり)	常勤	給料, 手当, 法定福利費, 退職手当引当金 処遇改善費(上限あり)
		非常勤	賃金, 通勤費及び社会保険料(上限あり)
	事務費		高齢者人口に応じた固定額(400万~420万円)
	施設賃借料等		事務所賃料・駐車場賃料等の実額
介護報酬費(精算あり・B)			予防プラン作成による収入額
業務委託料(A-B)			運営費から介護報酬費を控除した額

## 承認いただきたい内容

### ① 令和4年度運営方針について

- ・ 令和3年度からの大きな変更はなし

### ② 令和4年度業務仕様について

- ・ 業務内容に「多職種包括訪問事業」について追記する。
- ・ 3職種(保健師等, 社会福祉士等, 主任介護支援専門員)を1人当たり高齢者人口の状況が概ね1,500人以下となるよう基準を変更する。
- ・ 非常勤職員の勤務日数及び時間の上限を拡大する。

### ③ 令和4年度運営体制について

- ・ 現法人へ継続して委託する。
- ・ 人員体制について, 常勤は「柏東口」「光ヶ丘」「沼南」にて, プランナーは「北柏」「柏西口」にて増員する。※常勤は令和3年度第1回運営協議会で承認済

### ④ 令和4年度業務委託料について

- ・ 令和3年度からの変更はなし

御意見や御質問, 承認について, 意見書へ御記入をお願いします。

## 議題(3) 柏市地域包括支援センターの適正配置について

13から17ページを一読いただき、御意見や御質問、承認について、意見書へ御記入をお願いいたします。

### ア 柏市地域包括支援センターの適正配置の方針

- ① ほのぼのプラザますおの運営体制の見直し(機能の充実)により、令和4年度に、「柏南部第2地域包括支援センター」を移転します。※詳細は13から14ページを参照
- ② 令和5年度までに、地域包括支援センター常勤職員3職種(準ずる者を含む)一人当たり高齢者数の状況が1,500人以下になるよう、職員定数を増員し、第8期高齢者いきいきプラン21の目標値である「77人」を配置します。※詳細は15から16ページを参照

### イ ①柏南部第2地域包括支援センターの移転について

#### (ア) 現事務所

- 平成28年2月に設置
- 設置場所は増尾台3丁目8-51もりこビル102号
- 増尾地域を担当



センター外観(増尾駅より徒歩約10分)



## (イ) 移転について

【移転場所】 加賀3丁目16-8 介護予防センターほのぼのプラザますお※

※ほのぼのプラザ」ますお: 高齢者の介護予防, 健康増進等の事業及びその場を提供することにより, 高齢者福祉の増進を図ることを目的とした施設。



ほのぼのプラザますお外観(増尾駅より徒歩約5分)



【移転経緯】 ほのぼのプラザますおの運営体制の見直し(機能の充実)による

【移転日】 令和4年10月31日(月)

※ほのぼのプラザますおのリニューアルオープン日(11/1), センターの営業日, 引越し作業可能曜日を考慮

## (ウ) 期待される効果

- 移転により, 期待される効果は次のとおりです。

### 【介護予防の一体的支援】

高齢者の介護予防, 健康増進等を目的とする施設に設置することにより, 相談支援から事業・活動を同一建物内で展開することができ, 円滑な支援を行うことができる。

### 【地域関係者との連携体制構築】

センターが地域いきいきセンター(※)と同一施設に設置されることにより, 地域関係者と, より密接な連携体制を構築することができる。

※地域いきいきセンター: 地域づくり, 子育て, 障害者・高齢者支援等の身近な福祉の相談窓口です。ほのぼのプラザますおの体制見直しにより増尾地域に新設します。

### 【地域住民の認知度向上】

駅に近く, 地域のランドマークとなる施設に設置することで, 地域住民からのセンターの認知度向上を図ることができる。

### 【運営経費の縮小】

センターを公の施設に設置することで, 事務所の賃借料等, センターを運営する経費を縮小することができる。

## (I) 移転スケジュール

- 移転スケジュールは次のとおりです。

※ほのぼのプラザますおの運営体制見直しについては、令和3年第4回市議会定例会にて承認済みです。

時期		内容
令和3年度	2/24	・運営協議会にて承認
令和4年度	4/1	・令和4年度地域包括支援センター業務委託契約 締結 (ほのぼのプラザますお トイレ等改修工事準備のため一時閉館)
	5~6月	・地域関係者へ挨拶
	秋頃	(ほのぼのプラザますお トイレ等改修工事完了) ・事務所内装工事 開始
	10月	・地域関係者, 関係機関等へ通知
	10/29	・現事務所にて最終業務
	10/29, 30	・移転作業
	10/31(月)	・新事務所にて業務開始
	11/1	(ほのぼのプラザますお 全面リニューアルオープン)

## ウ ②令和5年度の常勤職員定数について

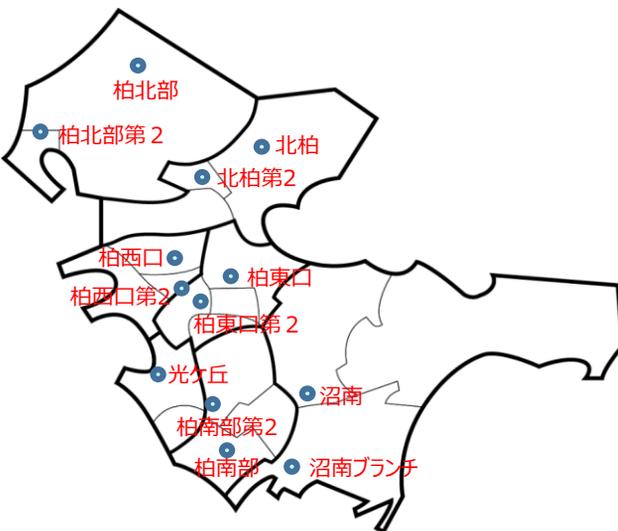
### (ア) 現在の配置人数

- 令和3年度及び令和4年度(予定)の常勤職員配置数は右表のとおりです。

※令和3年度第1回地域包括支援センター運営協議会で承認済みです。

センター	R3	R4予定	高齢者人口
柏北部	6	6	8,709
柏北部第2	5	5	7,367
北柏	5	5	7,479
北柏第2	6	6	9,400
柏西口	6	6	8,334
柏西口第2	5	5	7,476
柏東口	6	7	9,851
柏東口第2	5	5	7,543
光ヶ丘	6	8	11,340
柏南部	7	7	12,530
柏南部第2	5	5	7,387
沼南	7	8	14,711
沼南ランチ	2	2	
柏市合計	71	75	112,127

※高齢者人口はR3.10.1現在



## (イ) 令和5年度柏市全体の配置人数

【配置基準】 ※ 令和3年度第1回運営協議会にて承認済みです

地域包括支援センター3職種(準ずる者を含む)一人当たり高齢者数(圏域内の第1号被保険者数/センター人員)の状況が1,500人以下

### 【第8期柏市高齢者いきいきプラン21の目標値(抜粋)】

項目	単位	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
地域包括支援センター常勤職員数	人	75	77



令和5年度に**77名**の常勤職員を配置します。

## (ウ) 令和5年度の高齢者人口推計

- 日常生活圏域データ(直近3か年の実績ベース)による高齢者人口の推計は下表のとおりです。
- 令和5年度の高齢者人口推計値(A列)を令和4年度配置人数で除した値はB列となり, 国が定める基準1,500人との乖離はC列となります。
- 乖離の値の大きい「北柏第2」と「柏南部」地域包括支援センターの2か所を増員します。

センター	R3年度 配置人数 (再掲)	R4年度		R5年度			
		高齢者 人口	配置人数 (予定)	A 高齢者人口 (推計)	B R4職員 1人当たり	C 基準との 乖離	D 配置人数 (案)
柏北部	6	8,709	6	8,917	1,486	-	6
柏北部第2	5	7,367	5	7,464	1,493	-	5
北柏	5	7,479	5	7,583	1,517	17	5
北柏第2	6	9,400	6	9,598	1,600	100	7
柏西口	6	8,334	6	8,398	1,400	-	6
柏西口第2	5	7,476	5	7,570	1,514	14	5
柏東口	6	9,851	7	10,002	1,429	-	7
柏東口第2	5	7,543	5	7,645	1,529	29	5
光ヶ丘	6	11,340	8	11,403	1,425	-	8
柏南部	7	12,530	7	12,629	1,804	304	8
柏南部第2	5	7,387	5	7,438	1,488	-	5
沼南	9	14,711	10	14,955	1,496	-	10
合計	71	112,127	75	113,602			77

## 承認いただきたい内容

### ① 柏南部第2地域包括支援センターの移転について

- ・ 移転場所は、**ほのぼのプラザますお(柏市加賀3丁目16-8)**とする。
- ・ 移転時期は、**令和4年10月31日(月)**とする。

### ② 令和5年度の常勤職員定数について

- ・ 令和5年度における地域包括支援センターの常勤職員は、**柏市全体で「77名」**とする。
- ・ 配置基準に基づき、**「北柏第2」及び「柏南部」の2センターにて増員**する。

御意見や御質問、承認について、意見書へ御記入をお願いします。

## 報告事項(1)

### 介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について

- 地域包括支援センターでは、要支援、総合事業対象者のケアプラン作成について、地域包括支援センターから、その業務の一部を、指定居宅介護支援事業者に委託することができます。
- 委託審査基準に基づき、評価項目がいずれもaまたはbの事業者につきましては、本協議会の承認があったものとし、直近の協議会にて事後報告することとなっています。
- 新規委託事業者**3事業所**について、**下記のとおり委託可能と判断し、委託可能時期より委託していることを報告します。**

事業所名	提供時間	人員体制	苦情対応	総合評価	委託可能時期
①アシストステーション みなと	a	a	a	○	令和3年 12月
②我孫子・あおいホーム ケアサービス	a	b	a	○	令和3年 12月
③やさしい手拍たなか 居宅介護支援事業所	b	a	a	○	令和4年 2月

※詳細は参考資料44から45ページを参照